

## <巻頭言>



# 安全管理審査（Safety Management Review）の策定にあたって

中 村 進\*

我が国は、地形的に国土の大部分が急峻な山におおわれ、かつ気候的に亜熱帯地域に接し四季にわたり多量の降雨がある。このように水力発電に適した国土であることから、1891年に京都市営の蹴上発電所が開発されて以来、今日に至るまで約1,800カ所（このうちダムを伴うものは約600カ所）の水力発電設備が開発され、安定的かつ安全に電気を供給し続けている。

これら発電設備等の電気工作物の安全確保には細心の注意が払われ今日まで至ったところであり、その安全確保システムは、電気事業法を中心として、工作物そのものの技術基準適合性を設置者に義務づけるとともに、工事計画の審査、工作物の建設段階に行う使用前検査、運転開始後の立入検査といった多段階にわたる国による直接的な関与を位置づけた仕組みであった。

しかし、技術の進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向かってきていることに加え、世界経済のグローバル化が一層進展する中、企業が立地する国を選ぶという国際的な大競争時代が到来しつつあることから、これまで我が国の経済発展を支えてきた様々なシステムの変換を行い、高コスト構造を是正し、魅力ある事業環境を整備するといった強靭な経済基盤を中長期的に確立するための経済構造改革の推進が求められるようになり、安全規制の見直しに対しても様々な社会的要請が出てきた。そして、それらを受けて平成9年12月にとりまとめられ閣議決定された総務庁行政改革委員会最終意見においては、自己責任に基づく自由な選択と市場機能の活用等を基とした合理的なシステム構築を目指すことを提言しており、このうち安全規制については、必要なものは、経済的な参入規制などを行うのではなく、それを本来の目的とした直接の施策を講じ、適確に行うべきとし、また、災害の防止や環境の保全等を目的とした社会的規制であっても、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に対応しつつ

\* 通商産業省 資源エネルギー庁 公益事業部電力技術課長

適宜見直しを行い、必要最小限のものとすべきとした。

このような発電設備に係る安全確保システムを巡る環境変化を踏まえ、より合理的な規制目的を達成する観点から、平成11年8月に電気事業法を改正し、本年7月から新たな安全確保システムが始まった。

改正にあたって基本的な考えとしたのは、自己責任を原則とし国の関与は最小限とした自主保安を促進する仕組みの導入、機動的・効果的な事後規制の発動、並びに情報公開の徹底であり、これらを補完する新たなシステムの一つとして策定されたのが「安全管理審査」である。

具体的には、設置者による法定自主検査の実施に係る体制（ソフト面）について審査することにより、設置者の自主保安を補完する制度であり、審査は設置者自らの保安確保の取組状況が優れ、保安確保能力について客観的に証明することが可能な場合には、国が補完する必要性は薄いため、設置者の保安確保能力に応じて、当該審査の頻度を軽減する仕組み（インセンティブ規制）を導入とすることとした。

今回の見直しは、個々の主体の責任と役割を明確にした上で、自己確認意識の浸透度合いや技術の進展による安全性等の進捗状況等を考慮しつつ、社会全体として最適なシステムの実現を目指し検討してきたものであり、発電設備設置者、指定機関、電気工事事業者、需要家等の皆様には、自らの責任範囲を正しく理解し、それを果たしていく取組みを積極的に行って頂くよう期待したい。